

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている 中小企業のみなさまのための保証制度

伴走支援型特別保証制度

【ポイント その①】

金融機関から継続的な伴走支援を受けつつ
経営の安定に必要な資金の融資を保証

【ポイント その②】

最長10年の借入期間、5年以内の返済据置が可能

【ポイント その③】

国からの補助により、保証料率実質負担**0.2~1.15%**
(変更保証料は対象外)

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）

【ポイント その①】

事業再生計画を実施するために必要な資金の融資が
最長15年(5年以内の返済据置が可能)

【ポイント その②】

国からの補助により、保証料率実質負担**0.2%**
(変更保証料は対象外)



お問い合わせ

名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号

☎ (052) 212-3011



中小企業者の良きパートナー
NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION
名古屋市信用保証協会



伴走支援型特別保証制度【概要】

対象者	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担が増加しており、セーフティネット保証4号、5号等の認定を受けているなど一定の要件に該当し、経営行動計画を策定した中小企業者
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（5年以内の据置が可能） ただし、一括返済の場合は1年以内
貸付利率	金融機関所定金利
資金使途	運転資金、設備資金
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	分割返済または一括返済（一括返済の場合は1年以内）
保証利率	年0.45～2.20% ◎ 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。 なお、この場合の保証料率は0.20%上乘せされます。 国からの当初保証料補助により実質負担年0.2～1.15%
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット4号、5号の認定書または罹災証明書（令和6年能登半島地震によるものに限ります） 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書 経営行動計画書 経営者保証免除対応確認書（経営者保証を免除する場合）

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）【概要】

対象者	経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等（債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者
融資限度額	2億8,000万円 （組合等の場合は4億8,000万円）
融資期間	15年以内（5年以内の据置が可能） ただし、一括返済の場合は1年以内
貸付利率	金融機関所定金利
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付、 手形割引または電子記録債権割引
返済方法	分割返済または一括返済
保証利率	責任共有制度の対象の場合：年0.8% 責任共有制度対象外の場合：年1.0% ◎ 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。 なお、この場合の保証料率は責任共有制度対象の場合：年1.0%、責任共有制度対象外の場合：年1.2%となります。 国からの当初保証料補助により実質負担年0.2%
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 経営サポート会議等に基づき作成された事業再生計画等の写し 経営者保証免除対応確認書（経営者保証を免除する場合）

（※）令和6年能登半島地震の罹災証明書をもって伴走支援型特別保証制度を利用する場合は、令和6年6月30日までに保証申込を受け、令和6年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとなります。

（注）一部を除き申込は金融機関からとなります。

金融機関および当協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。